山田町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱(目的)

第1 自転車を利用する者のヘルメット着用を促進し、自転車乗車中のけがを軽減させるため、自転車用ヘルメットを購入した者に対し、予算の範囲内で、山田町補助金交付規則(昭和53年山田町規則第4号)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証を受けた新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証 したSGマーク
 - イ 公共財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合すること を認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した CEマーク (EN 1 0 7 8)
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証 した C P S C マーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付さ れた物で、町長が認めるもの
 - (2) 使用者 町内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律 第81号)の規定に基づき本町の住民基本台帳に記録されてい る個人で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。
 - (3) 保護者等 未成年の親権を行う者、未成年後見人その他の者 で、未成年を現に監護する者、未成年者の親族で社会通念上未 成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。

(補助対象者)

第3 補助対象者は、令和7年4月1日以降にヘルメットを購入した 使用者又はその保護者等とする。ただし、保護者等は、未成年者及 び成年被後見人が使用するヘルメットに係る申請をする場合に限 る。

(補助対象経費)

第4 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、使用者1人当たりヘルメット1個分の購入費用(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(補助金の額等)

- 第5 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、 3,000円を上限とする。ただし、算出した補助金の額に100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 補助金の交付は、使用者1人に付き1回限りとする。 (補助金の交付申請)
- 第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、山田町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書 (様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、購入した日から起 算して90日に達する日又は購入した日の属する年度の末日(当該 年度の予算が上限に達する場合はその日)までに町長に申請するも のとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、 この限りでない。
 - (1) ヘルメットを購入したことを証明する書類(品名、金額及び購入した日等の記載がある領収書等)の原本
 - (2) 第2第1号アからカまでに掲げる認証等を受けたマークの確認 ができるもの
 - (3) 振込先口座の通帳等の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7 町長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、山田町自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付すべきでないと認めたときは、山田町自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8 町長は、第7の規定により補助金の交付を決定したときは、申請書に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9 町長は、偽りその他不正行為により補助金の交付を受けた者があるときは、その者から当該補助した額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。